

14 資 料

【保育所】

○保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働大臣告示）

第一章 総則

3 保育の原理

(一) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(二) 保育の方法

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握とともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

4 保育所の社会的責任

(二) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第三章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項

ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第四章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

エ 小学校との連携

(ア) 子どもの生活や発達の連續性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

(イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されること。

【幼稚園】

○学校教育法

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○学校教育法施行規則

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

○幼稚園教育要領

第2 教育課程の編成（平成20年3月28日文部科学大臣告示）

第1章 総則

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

1 一般的な留意事項

(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

2 特に留意する事項

(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

【幼保連携型認定こども園】

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1 一般的な配慮事項

7 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第2 特に配慮すべき事項

10 園児の発達や学びの連續性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交流や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。

【小学校】

○小学校学習指導要領（平成20年3月28日文部科学大臣告示）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のはか、次の事項に配慮するものとする。

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。

第2章 各教科 第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。

第2章 各教科 第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(3) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようすること。

第2章 各教科 第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

第2章 各教科 第7節 図画工作

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

第3章 道徳

第2 内容

[第1学年及び第2学年]

- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。

第6章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(4) [学校行事] については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

乳幼児発育・発達表

	6ヶ月	1歳	1.5歳	2歳	2.5歳	3歳	4歳	5歳
表現	・マンマ、バーバー等の响き語が出来る ・声を出して笑う	・意味のある言葉が一语ある ・言葉を1~2語真似する。	・2語以上言える。 ・自分の名前を言う	・3語文以上言える ・「うん」「はい」と返事をする。 ・絵本を見て、言ったり話したりする ・要求を言葉で言う	・「～している」という ・「～ない」という打消しの言葉を使う	・「が、を、に」等の助詞を使って話す ・物の用途をいう ・3語文の復唱ができる	・「が、を、に」等の助詞 ・「なぜ?」という問い合わせをする ・昨日のこと等過去のことを聞かれて答える ・ほんどの構音が出来上がる	・ならへするといふ仮定法を使って話す ・「なぜ?」という問い合わせをする ・ので、けどどうな助詞を使って文をつなげる
会話		・話しかけに同調するよう に声を出す		・呼びかけに応じ、振り返る	・大人の簡単な質問に答える	・多數相手の大人の話しかけに耳を傾けることができる	・電話で簡単なやりとりが できる	・子ども同士で会話する 十分できる
模倣			・手を上げたりする動作を見て真似る	・大人の簡単なしぐさを真似る	・手遊び、歌を楽しめる	・音楽に合わせて見本なし で踊る	・人形やぬぐるみご一定の 動作をさせる	・役割を交代しての遊びができる
理解	・歌等をじっと聴く ・歌の方を振り向く ・大きな音に振り向く	・自分の名前を呼んで貰えると 振り向く ・バイバイ、イヤイヤ等の 動作をする ・頭戴というと手渡す	・「～持ってきて」で持つ てくる ・体の部分を言うと指差す (4以上) ・体の部分を言うと指差す (2以上)	・体の部分を言うと指差す (4以上) ・物の用金がかかる ・道具を真似して使う	・物の絵を見てさせる(1 5以上) ・大、小がわかる ・動物、乗り物という言葉 がわかる	・動作の絵を見て指差す ことができる ・高低、長短がわかる ・色がわかる	・「～が～へをする」が動 作で再現できる ・男女を区別して指す	・単語が読める ・カナル取りができる ・左右がわかる
言語等						・2教諭の復唱 (短期記憶)	・3教諭の復唱 ・2教諭の逆唱	・4教諭の復唱 ・3教諭の逆唱
数唱						・声を車線辨りに出して歌おうとする	・音程は外れるが何の歌か、 わからずする	・メロディーが安定していく ・安定した歌となる ・歌詞の意味を理解して歌う
歌唱						・所々声を出して歌おうとする	・歌らしく歌っていると人 にもわかる	・声量の調節ができる
リズム						・音楽に合わせて手拍子や打楽器をところどころ打ち楽しむ	・おもちゃのチャチャチャ等の合の手打ちができる ・3拍子の1拍打ちができる ・多少それでも可)	・刃を手拍子で打つ ・J. ブラ手拍子で打つ
描画					・方向性のない鉛筆 ・方向性のある鉛筆	・○の模写ができる ・円鉛筆(ぐるぐる○)	・四角の模写ができる ・人物画(顔に手足)	・三角の模写ができる ・人物画(服を着た)
概念					・決まった所に物が置ける ・2種類の分類が可能	・自分の場所に物が置ける ・10までの数数 ・物を並べる	・指を添えて10~15まで数えることができ る	・10まで数としてわかる る

	6ヶ月	1歳	1.5歳	2歳	2.5歳	3歳	4歳	5歳
粗大運動機能	・階段を這って登る	・一人で歩く ・つかむ、離すの確立	・両足で跳ぶ ・ボールを投げる	・大人相手にボールの受渡しができる	・スキンシップができる	・足を交差し階段を降りる	・ホールをつく ・繩跳びができる	・子ども同士でボールの受渡しができる
	・片手を支えられて階段を降りる	・手さりを使って送り足で階段を昇降する	・手さりを使わず、送り足で階段を昇降する	・手さりを使わず、送り足で階段を昇降する	・足を交差し階段を降りる	・連続で足踏みができる	・子ども同士でボールの受渡しができる	・子ども同士でボールの受渡しができる
	・熊手状の兜屋	・指先つまみ ・絵本のページをめくる ・積み木を2個積む	・クレヨンを拳で持ち、描く ・親指と人差し指で丸を作れる	・水筒の蓋を開ける ・「チヨキ」ができる ・「みつづ」ができる	・ハサミで直線を切る ・ハサミで簡単な形を切り抜く	・「みつづ」ができる ・堅結ひがでできる	・親指、中指、薬指を使ってキツネが作れる	・親指、中指、薬指を使ってキツネが作れる
	・指度つまみ							
	・全面介助	・着せてもらう時に手や足を出す	・途中まで手伝うと袖に手を通し、ズボンをはく	・ズボンを持たせると足を入り込めることができる	・ズボンを一人ではなく靴をはく	・上着を一人で着る ・大きなボタンをかける	・完全に一人で着脱できる	・完全に一人で着脱できる
	衣服着脱							
	食事	・手づかみで食べる	・スプーンを使おうとする	・スプーンを握つて口に運ぶ	・スプーンを握つて手首を使つて食べる	・握つてスプーンを使つて食べられる	・箸を使う	・箸を使いこなす（小さなものが挟める）
	排泄							
対人関係	・全面介助	・排尿間隔が1時間以上になる	・排尿の間隔が2時間以上になる	・定時の排泄で失敗がなくなる	・排尿の予告ができる	・排便についての予告ができる	・排便についての予告ができる	・便の後始がほぼ完全にできる
	・全面介助	・人に物を差し出す ・慣れた人に抱かれようとする	・傍にいる子どもを見たり、声を掛けたりする ・おもちゃを取り合う	・子どもにかかづろうとする ・友達と追いかけっこをする ・やきもちをやく	・友達の名前がわかる ・人の世話をやく	・言葉で人を呼んでくる ・友達と順番に物を使う	・じやんけんをする	・自分の感情を人に伝える ・友達を思いやる心がある
	・人に向かって手を出す							
	遊び	・注意を惹くものがある時々見る	・興味のあるものに手を伸ばす	・子どもがいる方に寄つて行き遊びを見る (協調的遊び)	・大人相手に遊ぶ ・他の子に関係なく遊ぶ (一人遊び)	・周りの子どもと同じ遊びをするが、干渉しない (並行遊び)	・大人の声掛けで子ども同士で遊ぶ (連合遊び)	・子ども同士でレベルのある遊びをする

※ 幼児の発達には個人差がありますので、あくまでも年齢別の発達を考えての1つの目安として記載します。